

生産行程管理業務規程

平成30年10月26日

1 作成者

住所：タイ王国チェンライ県メイ・ファー・ルアン郡メイ・ファー・ルアン地区多目的ビル

名称：メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージ

代表者（管理人）の氏名及び役職：チーフエグゼクティブオフィサー ディップナダー  
ディッサクン

ウェブサイトのアドレス：<http://www.doitung.com/>

2 農林水産物等の区分

(1) 区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：未加工飲料作物（コーヒー豆（生のものに限る））

(2) 区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：粉末飲料等（コーヒー豆（生のものを除く））

3 農林水産物等の名称

名称：ドイトンコーヒー、ドイトウンコーヒー、ドイツングコーヒー、ドイタングコーヒー、Doitung Coffee、Doitung Coffee、กาแฟดอยตุง

4 明細書の変更

メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージ（以下「生産者団体」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

第1類：コーヒー豆(生豆)

(1) 植栽苗木の確認

生産者団体が指定する機関にて育成したカティモールを中心とするアラビカ種の苗木は、すべて、生産者団体に一元管理されている。生産者の申し込みを受けて、苗木を配布することとし、申し込み・配布の状況について記録する。

生産者団体は、ほ場を巡回し、申し込み・配布の記録と照らし合わせて、生産者が指定生産地域に生産者団体指定の苗木を使用しているか否かを確認する。

(2) 栽培方法の確認

生産者団体は、毎年、各生産者に栽培記録ノートを配布し、生産者団体がほ場を巡回

するたびに、生産者が栽培法を遵守しているか否かを確認し、配布した記録ノートに、ほ場の状態と確認した旨を示す栽培管理表を貼付する。

### (3) 収穫

収穫時期に、生産者団体は、生産者とともに、ほ場を巡回し、収穫日と収穫物の搬送場所を指定する。収穫物の搬送場所にて、生産者団体は、生産者が収穫指定日に収穫し、収穫加工が収穫後、所定の期間内に開始されたか否かを確認する。

### (4) 出荷規格・最終製品の確認

「ドイトンコーヒー、ドイトウンコーヒー、ドイツングコーヒー、ドイタングコーヒー、DoiTung Coffee、Doitung Coffee、กาแฟดอยตุง（以下「ドイトンコーヒー」という）（生豆）」の品質のチェックは、生産者団体の指定する加工場にて、加工を担当する生産者と生産者団体とが共同で行う。生産者団体の職員が出荷規格の確認作業に立ち会うことで、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

第5類：挽きコーヒー、コーヒー豆（生のものを除く。）

#### (1) 焙煎方法の確認

焙煎作業は、生産者団体の指定する加工場にて、焙煎を担当する生産者と生産者団体が共同で行う。生産者団体の職員が出荷規格の確認作業に立ち会うことで、出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

#### (2) 出荷規格・最終製品の確認

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体は、臨時に現地調査を実施し、事実確認を行う。

## 6 明細書適合性の指導

(1) コーヒーが明細書に従って生産されていないとき、あるいは、生産されたコーヒーの品質に問題があるときには、生産者団体は、生産者に対して是正を求めるとともに、当該製品に登録標章を付して「ドイトンコーヒー」として販売することを禁止する。もし、生産者が従わない場合は、生産者団体は、その生産者を生産者団体から除名することができるものとする。

(2) 生産者団体は、年に一回以上、構成員である生産業者に対し、講習会の機会を設け、明細書に記載の生産地・生産方法の各規準を遵守するように指導する。

## 7 地理的表示等適切な使用の確保のために必要な措置

(1) 生産者団体は、日本に輸出されるコーヒーについて、5の出荷規格の遵守及び最終製品確認の際、明細書に記載の生産方法基準を満たしたもののみに、地理的表示および登録標章(GI マーク)が適正に使用されているかを確認する。この際、地理的表示および登録標章(GI マーク)を使用がされているもの（たとえば、出荷用の段ボール箱、生豆出荷用の麻袋）についても確認を行う。

(2) また(1)の確認の際に、以下のコーヒーが含まれていないかについての確認も行う。

ア 明細書で示されている基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「ドイトンコーヒー」または登録標章(GI マーク)が使用されているコーヒー

イ 登録標章(GI マーク)のみ使用されているコーヒー

ウ 地理的表示又は登録標章(GI マーク)と類似の表示又は標章が付されているコーヒー

## 8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

(1) 生産者団体は、日本向けのドイツンコーヒーについて、上記7の確認を行う際に、以下の場合に該当するものを確認したときは、当該表示を行った生産業者に対して、警告を発し、是正を求める。地理的表示である「ドイツンコーヒー」及びGI マークの違反使用を確認した場合は、生産者に対して警告を発し、是正を求める。またそのラベルを許諾せず、当該製品を「ドイツンコーヒー」として販売することを禁止する。もし、生産業者が従わない場合は、生産者団体は、その生産業者を生産者団体から除名することができるものとする。

ア 明細書で示されている基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「ドイツンコーヒー」又は登録標章(GI マーク)が使用されている場合

イ 地理的表示である「ドイツンコーヒー」のみが使用されている場合

ウ 登録標章(GI マーク)のみ使用されている場合

エ 地理的表示又は登録標章(GI マーク)と類似の表示又は標章が付されている場合

(2) 生産者団体は、地理的表示等の使用について、6(2)に記載の講習会の際、あるいは各生産者団体を巡回した際に構成員である生産業者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

## 9 重大な違反が判明した場合の報告

生産者団体は、上記6及び8に関して、「ドイツンコーヒー」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣に報告する。

## 10 資料の保存

生産者団体は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

(1) 生産行程管理業務の対応実績が判る資料として、以下の資料

ア 生産者団体が苗木管理を行っている台帳(植栽管理記録)

イ 生産者団体の管理記録表の写(栽培管理記録)

(2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

## 11 連絡先

住所又は居所：タイ王国チェンライ県メイ・ファー・ルアン郡メイ・ファー・ルアン地区多目的ビル

宛名：メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージ

担当者の氏名及び役職：Mr. シリワン ウォンサワン  
(生産地部門：コーヒー栽培および加工専門家)  
担当者の氏名及び役職：Ms. アリーワン ギティワット  
(加工部門：食品加工部部長)  
電話番号：+66-2-252-7114  
電子メールアドレス：food@doitung.org

[Redacted text block]